

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**シルバー人材センターの
ご利用を**



60歳以上の会員が、経験を生かして仕事を引き受けます。
庭木の手入れ、除草、清掃、家事手伝い、子供の世話など。

【詳細】 シルバー人材センター
(中央・東・南区 中央支部 ☎(614) 2155、北・西・手稲区 西支部 ☎(615) 8228、白石・厚別・豊平・清田区 東支部 ☎(864) 6336)

雪たい積場管理業務への提案を募集しています

自己所有地や借地を雪たい積場として活用する民活型雪たい積場の提案を募集します。
市役所8階雪対策室で配布中の募集要領をご覧の上、7月24日(金)までに提案書を持参。選考あり。

HP **【詳細】** 事業課 ☎(211) 2662、

経済センサス基礎調査

産業政策やまちづくりを生

かされる調査で、すべての事業所・企業が対象となります。調査票回収に調査員が伺います。ご協力をお願いします。

HP **【詳細】** 区政課 ☎(211) 2252、

食の安全安心セミナー

衛生管理の基礎知識や実例、品質管理を学ぶ。

7月22日(水)午前9時～午後5時・23日(木)午前9時～午後1時。

保健所(中央区大通西19W EST19内)。

対就・転職、創業希望者30人。

7月1日(水)からハローワークで配布する申込書を7月21日(火)(必着)までに持参、送付、FAX。☎(抽選)

【詳細】 食の安全推進課 ☎(622) 5170、HP

障がいのある方を多数雇用する企業を認定します

認定された場合は、市の物品・役務に係る随意契約の際に優先的な選定に努めます。
以下の要件を満たす企業。

- ① 市内に事業所を有する
- ② 8月1日(土)現在、市内の事業所での障がい者雇用率が3・6%以上
- ③ 物品・役務の競争入札参加資格者名簿に記載または掲載を予定。

8月3日(月)から市役所3階障がい福祉課で配布する申込書を8月31日(月)(必着)まで

に持参、送付。選考あり。申込書はHPからも入手可。

HP **【詳細】** 障がい福祉課 ☎(211) 2936、HP

市営住宅の建て替えで生じた余剰地を売却

事業計画案と購入価格調査などを提出していただき、選定、審査後に売却。社会福祉施設を導入することが条件。

所在地厚別区青葉町3の435(3千881・37平方メートル)。

7月6日(月)から市役所7階住宅課で配布する実施要項をご覧の上、8月24日(月)～28日(金)に応募予定登録。

HP **【詳細】** 住宅課 ☎(211) 2807、



国民年金

△保険料免除のご相談を

第1号被保険者(強制加入者)で所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な方には、一定の要件を満たしている場合、申請により保険料の全額または一部が免除される制度があります。

また、20代の方は、申請により保険料を後払いにできる若年者納付猶予制度があります(所得要件あり)。
希望する方は、お住まいの

区の区役所年金係へご相談を。持参するもの年金手帳か納付案内書、印鑑(シヤチハタ不可)、前年の所得を確認できるもの、離職した方は離職票または雇用保険受給資格者証。

【詳細】 区役所(1階)の保険年金課

国民健康保険

△保険料が決まりました

1年間の保険料は、左表の①～⑨の合計となり、加入期間に応じて月割りで計算します。なお、保険料は国民健康保険加入者を対象に計算します。が、納付するのは世帯主です。

■21年度国民健康保険料

	医療分	支援金分	介護分
平等割額	①1世帯当たり 27,310円	④1世帯当たり 6,930円	⑦40歳～64歳の加入者のいる世帯1世帯当たり6,560円
均等割額	②16,580円 ×加入者数	⑤4,210円 ×加入者数	⑧5,280円×(40歳～64歳の加入者数)
所得割額	③各加入者の20年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×9.46%	⑥各加入者の20年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.39%	⑨40歳～64歳の加入者の20年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.82%
年間限度額	47万円	12万円	10万円

△高齢受給者証の交付
国保に加入している昭和9年8月2日～14年8月1日生

まれの方には、8月1日(土)から使用する高齢受給者証を、7月下旬に送付します。
昭和14年8月2日以降生まれの方には、70歳になる誕生月(1日生まれの方は誕生月の前月)中に受給者証をお送りします。

△高年齢療養費限度額適用認定証などの交付
医療機関に提示すると、入院に係る医療費の支払額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、入院中の食事代などの減額認定を兼ねた限度額適用・標準負担額減額認定証)を交付しています。

△国民健康保険料の滞納がない69歳以下の方および70歳以上の住民税非課税世帯の方。
お住まいの区の区役所保険年金課へ保険証を持参。

△保険料は納期限までに
保険料は加入者の皆さんの医療費を支払う重要な財源です。必ず納期限までに納めてください。納付が困難な場合は、生活状況を確認の上、今後の納付について相談させていただきますので、収入・支出・資産が分かる書類(給与明細など)を持参の上、お住まいの区の区役所保険年金課へご相談ください。

△口座振替のご利用を
国民健康保険料の納付には、安心・確実な口座振替が便利